

# 日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～

## 2024イベント企画運営業務仕様書

1 委託業務名 日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～2024イベント企画運営業務

### 2 委託業務の目的

中央区では、新潟柳都中学校区（いわゆる「しもまち地域」）の活性化のため、良好な自然環境に恵まれた日如山浜及び近隣の西海岸公園（以下「日如山浜エリア」という。）を活用した環境整備やイベントを行い、魅力・賑わい創出、観光振興、移住・定住促進に取り組んでいる。

令和6年4月には、日如山浜近隣の西海岸公園において、駐車場の拡張及び遊具の増設が完了し、さらなる利用促進と賑わいの創出が期待されている。

本業務においては、「にいがた氷菓（アイス）の陣」を開催し、日如山浜エリアのさらなる魅力・賑わいの創出と、市内外からの誘客促進につながる効果的なPRを行う。

3 委託期間 契約締結日から令和6年11月30日（土）まで

### 4 提案上限額

金 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 開催日時・会場・イベント名

開催日時	令和6年9月14日（土）～9月16日（月・祝） 午前10時～午後6時 ※本市と協議し、集客力を高めるための適切な日時に変更することは可能。 ※小雨決行。荒天時は本市と協議し、別日に延期すること。
会場	新潟市中央区西船見町（「別添1」参照） ・西海岸公園（日如山小学校裏手） ・日如山浜 第2突堤付近 ※9月15日（日）は、同会場にて「新潟青年会議所70周年記念事業」及び「にいがた総おどりまつり」が開催されるため、各イベント主催者と調整しながら企画運営すること。 ※会場範囲は、本業務の実施要領等の公表日時点のものであり、受託者決定後、同時開催イベント主催者及び本市との協議により変更となる場合がある。
イベント名	・「にいがた氷菓（アイス）の陣」

### 6 委託する業務内容

日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～2024イベント企画運営業務（以下「本業務」という。）は、イベントの企画運営・広報をはじめ、新潟市（以下「本市」という。）や関係団体等との連絡調整など、イベント企画運営に係る業務一式とする。

また、企画提案の内容は、以下の(1)～(11)の仕様に沿ったものとする。

#### (1) 「にいがた氷菓（アイス）の陣」の企画運営

アイスクリーム、かき氷等の製造・販売業者（以下、「アイス業者」という）を少なくとも10店程度誘致し、アイスクリーム、かき氷等に特化したイベントを開催すること。キッチンカー及びマルシェも同時に5店以上誘致し、賑わいを創出すること。

<にいがた氷菓の陣について、考慮すべき事項>

- ・アイス業者・キッチンカー・マルシェの出店業者（以下「出店者」という。）の誘致・連絡調整を行うこと。なお、マルシェについては、調理不要な飲食物の販売のほか、ハンドメイド作品・クラフト品の販売やワークショップも可とする。
- ・出店者は、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこととする。なお、受託者は、全ての

出店者より「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（出店者用）」（仕様書様式1）（以下「誓約書兼同意書」という。）を徴取すること。

- ・全ての出店者情報について、イベント開始前に本市に報告すること。その際、出店者より徴取した「誓約書兼同意書」を本市へ提出すること。
- ・特に集客力の高いアイス業者に対しては、事業費から誘致費用を工面して誘致すること。
- ・出店者のうち、2店舗以上はしもまち地域又は古町地区の店舗を誘致すること。
- ・各出店者と出店内容の調整を図ること。
- ・保健所の指示内容に従ったレイアウトにて、出店用テント・電気・給排水設備等を設営すること。
- ・アイス業者が品質を保持して販売できるよう、冷蔵庫及び冷凍庫、シンク等の什器を手配、設置すること。
- ・保健所への「食品営業許可申請」「食品営業届出」「臨時食品営業許可申請」等については、原則、受託者において食品衛生法に基づき適正に手続きすること。ただし、出店者が申請、届出等を行うことを妨げるものではない。
- ・キッチンカーの「食品営業許可書」の写し及び「臨時食品営業許可申請」を必要とする出店者の「臨時食品営業許可申請書」の写しを本市へ提出すること。
- ・出店に際し、消防や警察等への申請が必要な場合は、原則、受託者が行うこと。ただし、出店者が申請等を行うことを妨げるものではない。
- ・イベントに際し、食中毒の発生に十分注意して企画・運営すること。
- ・受託者は会場内にごみ箱を設置し、本業務で出たごみは、原則、受託者が回収し処分すること。ただし、出店者が回収及び処分を行うことを妨げるものではない。

## (2) 本業務の諸調整、運営計画書の作成

- ・適切かつ円滑に業務を実施するための実施体制を構築し業務責任者を選任するとともに、本市との連絡調整を適切に行うこと。
- ・イベントの内容に応じて必要となる施設及び設備に関する建築基準法、消防法をはじめ各種関係法令等の諸調整を行うこと。
- ・企画したイベントの開催に関して、次のア～ウを含む「運営計画書」を作成すること。
  - ア) イベント運営体制計画  
イベントの実施において必要な人員、設備などの運営体制
  - イ) 会場設営計画  
イベント開催にあたって必要な資機材の調達及び出展物・資機材等の搬出入に関する計画
  - ウ) 警備計画  
イベント開催期間中の来場者の安全を確保するための警備及び災害等発生時の避難計画

## (3) イベント全般の企画において、考慮すべき事項

- ・来場者の主なターゲットは、若者層やファミリー層とすること。
- ・日如山浜エリアの魅力創出・PRにつながるイベント内容を企画すること。
- ・イベントを契機とした、しもまち地域の魅力発見・回遊促進に資する企画内容であることが望ましい。

## (4) 会場内の装飾・案内表示等

- ・日如山浜エリアのイメージアップにつながり、イベントを盛り上げるようなデザイン性に配慮した装飾を、会場内に施すこと。
- ・日如山浜エリアが広いと、来場者に分かりやすいように会場マップ及び案内表示等を設置すること。なお、案内表示等については、一部本市から貸与できるものとする。（「別添2」参照）
- ・イベント名を記載した看板・装飾（ゲート、横断幕、装飾物等）を、会場内に設置すること。なお、横断幕、装飾物等については、一部本市から貸与できるものとする。（「別添2」参照）
- ・来場者が快適にイベント会場で過ごすことができるよう、休憩・飲食用のテーブルとイス（会場の雰囲気に合うもの）を設置すること。なお、テーブルとイスは、一部本市から貸与でき

るものとする。（「別添2」参照）

- ・来場者がSNSで拡散することで、日和山浜エリアの美しい景観のPRと、イベント集客につながるような「アイス撮影用スポット」（SNS映えスポット）を、公園内もしくは浜辺に設置すること。

#### (5) 熱中症対策等

- ・給水所やミストファン、日除けテントの設置など、熱中症対策を講じること。なお、ミストファン及びテントについては、一部本市から貸与できるものとする。（「別添2」参照）
- ・直射日光を避けた「看護用スペース」及び「スタッフ用休憩スペース」を用意すること。
- ・救急対応のため、医師または看護師を1名以上配置すること。

#### (6) 警備

- ・駐車場において、混雑状況に応じて最大10名の警備員を配置すること。また、同時開催イベントとの調整を行うこと。
- ・イベント会場の設備管理のため、必要に応じて夜間警備もつけること。

#### (7) イベント保険の加入

- ・来場者・スタッフの不慮の事故・食中毒等に対応するため、イベント保険に加入すること。

#### (8) アンケートの実施

- ・イベント当日の来場者（100名程度）に対し、Webアンケートを実施すること。
- ・アンケート項目は、来訪者分析や満足度・改善点の把握に繋がるものとする。なお、アンケート協力に対する景品類を提供する場合は、一部本市より提供できるものとする。（「別添2」参照）
- ・アンケート結果について集計したうえで、電子データにて提出すること。

#### (9) イベントの周知・広報

- ① イベントチラシ（A4サイズ・両面フルカラー）5万部以上を制作・印刷すること。
- ② イベントポスター（A2サイズ・片面フルカラー）300部以上を制作・印刷すること。
- ③ イベント専用HPを制作し、運用すること。
- ④ テレビ、雑誌、ラジオ、SNS、イベント情報サイトや、発信力の高いインフルエンサー等を活用し、市内外からの誘客促進に効果的な広報を行うこと。

<留意事項>

- ・上記①～③の制作においては、ハマベリング!!!公式ロゴマークを入れること。（※ロゴマークデータは、本市より提供する。）
- ・上記①～④への掲載・発信内容は、集客効果の高い内容となるよう、本市と協議したうえで決定すること。

#### (10) 写真及び動画の撮影

- ・イベントの様子や全体像が分かるような写真及び動画を撮影すること。
- ・空撮したものを必ず含めること。なお、空撮を行う際は、法令規定に応じて、国土交通省等へ適切な手続きを行うこと。

#### (11) 成果物の提出

事業完了後は、イベント来訪者数や出店数、事業効果等をまとめた事業完了報告書を作成し、本市に提出すること。なお、「電子データ一式」とあるものはDVD-R等の磁気媒体に電子データを記録し、本市に提出すること。

<提出書類等>

- ① イベント来訪者数、出店数、出店者売上、事業効果等を記載した事業完了報告書  
※紙媒体1部（A4版カラー、簡易製本）、電子データ一式
- ② 写真、映像等履行状況が確認できるもの  
※紙媒体1部、電子データ一式
- ③ 制作物及びその電子データ一式

- ④打ち合わせ資料、関係機関等協議資料
- ⑤その他、市が指示する関係書類

## 7 留意事項

### (1) 第三者への委託

- ・本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (2) 関係機関との打ち合わせ

- ・本業務を遂行するにあたっては、本市及び関係団体等と随時打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせに係る費用等は受託者が負担すること。
- ・新潟市中央区役所地域課との打ち合わせ記録は、受託者が作成すること。
- ・令和6年9月15日（日）は、同会場にて「新潟青年会議所70周年記念事業」が開催されるほか、「にいがた総おどりまつり」の会場としても使用されるため、各イベント主催者とよく調整して、企画運営すること。なお、各イベント主催者の連絡先については、新潟市中央区役所地域課より提供する。

### (3) 個人情報の取扱い

- ・本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受託者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として新潟市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

### (4) 著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、本市に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使につき本市の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受託者の責任において処理するものとする。

### (5) 賠償責任

- ・疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他本市の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力によりイベントの運営が困難になった際、受託者に損害が生じる場合においても、本市に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受託者はその責めに帰する事由により、イベントの実施に関し、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受託者の負担により賠償するものとする。

### (6) 成果物に契約不適合がある場合の訂正

- ・納品後に成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受託者は本市の指示により速やかに訂正しなければならない。

### (7) 関係法令の遵守

- ・受託者は、関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては受託者の責任において適切に行うこと。

### (8) 定めのない事項等

- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定するものとする。

## 8 その他

本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル審査終了後、選定された事業者と本市との協議により改めて決定する。